

参考資料（A）学校法人会計の計算書と科目の説明

■資金収支計算書と事業活動収支計算書

| | |
|-----------------------|--|
| 資金収支計算書 | 資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収支の内容と支払い資金（現金及びいつでも引き出し可能な預貯金）の収支のてん末を明らかにする計算書。 |
| 事業活動収支計算書 | 事業活動収支計算書は、一般企業の経営成績を表す損益計算書に類似するもの。当該会計年度の収入と支出の内容および均衡の状態を明らかにする計算書。資金収支計算書とは異なり、収入は負債とならない収入を計上し、支出は消費する資産の取得価額及び用役の対価に基づいて計算される。 |
| 資金収支計算書と事業活動収支計算書の相違点 | ①借入金は、資金収支計算書では収入となるが、事業活動収支計算書では負債の入金で収入にはならない。 ②減価償却額は、資金収支計算書では資金の支払いがないため支出にならないが、事業活動収支計算書では支出になる等の違いがある。 |

■事業活動収支計算書の主な内容

| | |
|------------|--|
| 事業活動収支 | 学生生徒等納付金・寄付金・補助金など学校法人に帰属する収入（借入金や翌年度に入学する学生・生徒の入学金・授業料（前受金）等は含まない）と人件費・教育研究経費・管理経費・借入金利息などの支出のうち、教育活動外収支を除いたもの。 |
| 1.学生生徒等納付金 | 教育活動の対価として学生・生徒から納付された授業料・入学金・施設設備費など。帰属収入のうち最も大きな割合を占める。 |
| 2.寄付金 | 金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金に含まれないもの。 |
| 3.補助金 | 国または地方公共団体からの助成金（日本私立学校振興・共済事業団およびこれに順ずる団体からの助成金を含む）。 |
| 4.人件費 | 専任教職員、非常勤講師、契約職員等に支給する本俸・賞与・その他の手当および専任教職員の退職金、財団掛金など。 |
| 5.教育研究経費 | 教育活動のために支出する経費および学生・生徒の学習支援・課外活動支援に支出する経費。 |
| 6.管理経費 | 法人本部の管理業務や学生・生徒の募集活動など、教育活動以外に支出する経費。 |
| 教育活動外収支 | 経常的な財務活動及び収益事業に係る収支。 |
| 特別収支 | 特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収支。 |
| 基本金 | 学校法人がその諸活動の計画にもとづき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額。 |